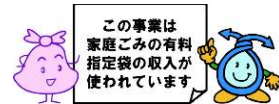


せん定枝の収集を 10月からスタートします！



京都市では、ピーク時からのごみ半減以下に向けて、市民、事業者の皆様の御理解・御協力のもと、ごみ減量の取組を推進しています。

この度、ごみ減量を加速するとともに、更なる市民サービスの向上を図るため、家庭から燃やすごみとして排出される「せん定枝」について、市民の皆様が分別排出できる機会を拡大し、分別・リサイクルを推進するモデル事業を実施します。

収集品目

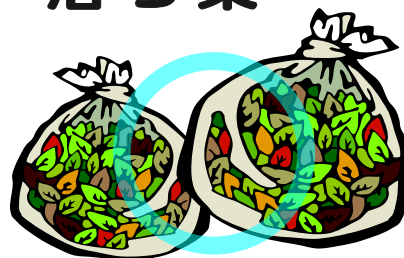
- * 1回の排出で2袋（又は2束）まででお願いします。
- * 京都市の資源ごみの指定袋を使う必要はありません。

枝 葉



長さは50センチ以内
にし、1本の太さは
10センチ以内にして
ください。

落ち葉



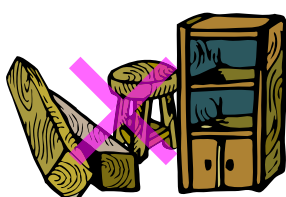
中身の見えるごみ袋
に、土などを落とし
て入れてください。

収集できないもの

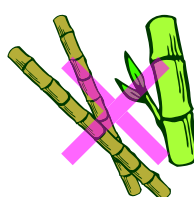
刈り草



材木・木製品



竹



根



つた・そてつ



※事業者がせん定したものは出せません。事業者に処分を依頼してください。

収集日 月1回 第1～第4火曜日のいずれか

場 所 資源ごみ収集場所

※朝8時までにお出してください。

※詳細は裏面の地図を
ご覧ください。

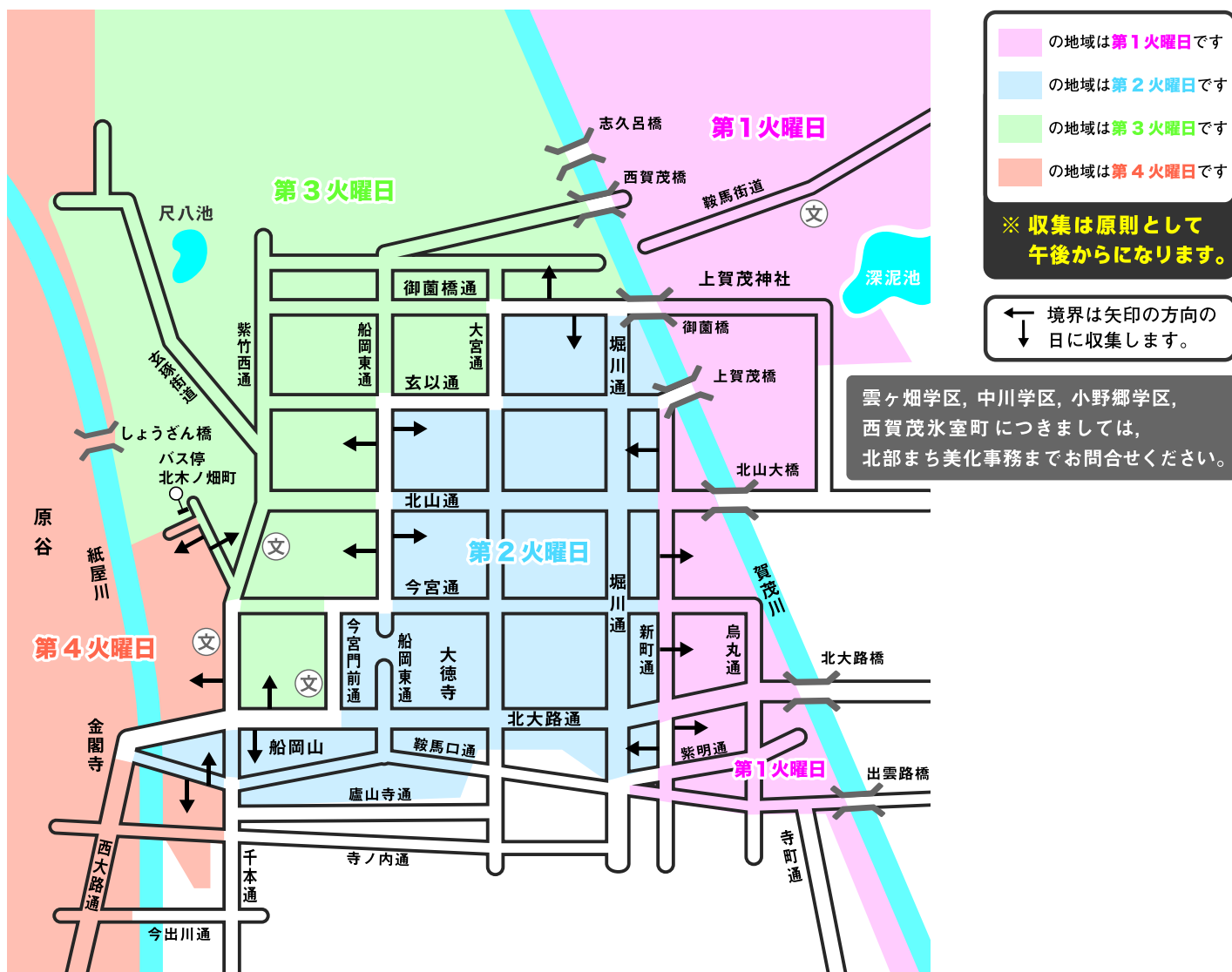
せん定枝は、家庭から出る燃やす
ごみの中に、**約3,600トン**も
含まれています。せん定枝の分別・
リサイクルに取り組みましょう!!



裏面に
続く

せん定枝を出すときのお願い

- 1袋（束）は片手で持てる程度の重さにし、1回当たりの排出は2袋（束）まででお願いします。
- 御家庭から出るせん定枝に限ります。
- せん定を事業者へ依頼した場合は出せません。せん定した事業者へ処分を依頼してください。
- せん定枝を収集場所に出される際は、通行のさまたげにならないよう御配慮ください。
- 一度に大量に処分したい場合は、民間の再資源化業者に持ち込むか、20kg以内であれば、まち美化事務所が実施する移動式拠点回収に持ち込むこともできます。



モデル事業について

京都市では、「新・京都市ごみ半減プラン」において、新たな分別・リサイクルの施策として、家庭から出る燃やすごみに多く含まれている「せん定枝」の分別排出機会の拡大に取り組むこととしております。今回のモデル事業の実施により、月別・地域別の収集量の分析や効果的な収集方法等の検証などを行い、今後の事業の実施方法等を検討していきます。

【お問合せ先】

北部まち美化事務所
Tel：075-724-8881

京都市環境政策局まち美化推進課
Tel：075-213-4960

このチラシが不要になりましたら、「雑がみ」として分別・リサイクルしてください。



平成28年9月発行 京都市印刷物 第284474号

※ 本チラシは、再生紙及び大豆インキを使用しています。